

合して「学校剣道」の名称で体育の学習内容の一つとして実施してよいことになった。学習の方法としては、指導者や用具について無理なく実施できる場合、年間中学校で六時間、高校で九時間の時間配当が考えられ、正課時においては、体育教員が指導にあたることになった。しかししながら戦後空白時代の影響が大きく、指導者に研修の機会をえたえなければ、ただちに学習指導に役立てるわけにいかないので左記により伝達講習会を県内五か所において実施した。

五 冬季学校体育実技講習会

期日 昭和三十三年一月十八・十九日

六 研究指定校一覽

講師 福島大学学芸学部 菊地 哲男
参加者 小・中・高校教員約 五〇名
（主としてスキーチ初心者）

運動部の指導は、学校教育の一部として生徒の正常な身体的発達を図ると同時に責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度習慣の育成を目指して行われるべきものであるから、いやしくも運動部に属する生徒に暴力的な行為や不良行為等のないよう学校における運動部については特に左記事項を留意され、運動部の準備が単に生徒の自主的活動に放任されることなく、学校教育の一部としてじゅぶんな指導の行われるよう御配慮願い本

(1) 運動部長は、種目別の各部

- (1) 運動部長は、種目別の各部の活動について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。

(2) 運動部長は施設用具など選手のみに独占されることのないよう指導すること。

4 種目別の各部の担当教員の特に注意

- (1) 種目別の各部の担当教員は、単に名目だけでなく、たえず部の活動全體を掌握して指導監督に当ること。

(2) 生徒が運動部に入部あるいは退部する場合は、種目別の各部の担当教員すべき点

(3) 員は、本人の意志、健康などをじゅうぶん考慮し、ホーム・ルーム教師や父兄とも連絡して適切な措置と指導をすること。

運動部の運営が対外運動競技における勝利のみを目標とし、あるいは

七 通達による監導のおもなもの

日	日程	十一月三日	
受付	9.00	十一月十七日	
開講式		十一月二十三日	
管指格道義理導の校と性劍	2 1 講義	十一月二十四日	
審規容標指義判則と法と	2 1 指導	十二月一日	
審規容標指義判則と法と	2 1 講義	十二月二日	
昼食	10.30	十二月三日	
実技	12.00	十二月四日	
閉講式	12.40	十二月五日	
	15.30	十二月六日	
	16.00	十二月七日	

運動部の指導は、学校教育の一部として、生徒の正常な身体的発達を図るとともに、責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度習慣の育成を目指して行われるべきであるから、いやしくも運動部による生徒に暴力的な行為や不良行為がないよう学校における運動部について特に左記事項を留意され、運動部の運営が単に生徒の自主的活動に放任されることはなく、学校教育の一部としてじゅうぶんな指導の行われるよう御配慮願います。

記

運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であるから、校長は、生徒の自主的な活動が健全に行われるよう運動部の運営と種目別の各部の担当教員などを監督して、その指導の万全を計ること。

校長の特に留意すべき点

(1) 運動部の技術的なコーチを教職員以外に求める場合には、その人の性格が生徒に与える影響の大きいことを考え、教育に対する理解と識見を認められたり、对外運動競技への参加が強制されることのないよう配慮すること。

(3) 運動部の先輩や後援会などが、対外運動競技の場合に、行きすぎた激励や応援を行って、生徒に悪い影響を与えないよう配慮すること。

(4) 生徒を対外運動競技に参加させる場合は「学徒対外運動競技の基準」

(昭和三十二年五月十五日文部省中第二四九号文部事務次官通達)によること。

(5) 運動選手に対し、試験を免除した
）、采点と相成るなど、一般の生

り 指点をがまぐらすなど 一般の生徒と差別のある取扱いをしないこと。